

あなたの国民年金

パート19

年金相談は こちらで.....

Aさん——

そろそろ年金を受ける年齢になってきたので年金が確かに受けられるか、どのくらいの額になるか知りたいのですが、どこへ行ったらいいですか。

年金係——

あなたの加入していた年金が国民年金だけの場合、役場年金係でわかります。

Aさん——

私は、厚生年金にも10年加入したことがあります。

年金係——

それでは最寄りの社会保険事務所の年金相談コーナーでお尋ね下さい。

そうしますと、厚生年金・国民年金の記録のすべてがコンピューターにより整理されていますので、より確実な返事がもらえます。

Aさん——

最寄りの社会保険事務所はどこですか。

年金係——

佐原社会保険事務所になります。

所在地 〒287 佐原市佐原口2116-1

☎ 0478 ⑤5 1661 (国民年金)

0478 ④4 1441 (厚生年金)

福祉豆辞典

母子 資 福 祉 金

母子家庭の経済的自立を助け、生活意欲の助長を図り児童の福祉を増進するため資金を貸し付ける制度です。



●受付時間は

- 平日 午前9時～11時30分
午後1時～4時
- 土曜日 午前9時～11時
(第2、第4土曜日除く)

●持参するものは

- 国民年金・厚生年金の手帳（又は証書）
- 職歴等のわかるもの。

国民年金、厚生年金 混在者の請求は？

※国民年金と厚生年金の両方に加入期間のある人が、老齢年金の請求をする時は社会保険事務所が受付先となります。

●持参するものは

- 国民年金・厚生年金の手帳（又は証書）
- 職歴のわかるもの

○厚生年金加入期間が次のときは社会保険事務所へお尋ね下さい。

男女とも 加入期間が 20年以上ある方

男40歳以上 " 15年以上 "

女35歳以上 " 15年以上 "

—— 他の書類も必要となります。——

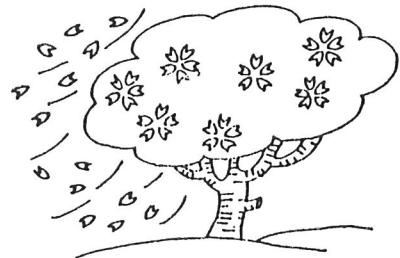
●問合せ

役場住民福祉課

年金係

☎ ⑧4 1211

内線 155



4月27日(金)は、国民年金4月分・前納の納期です。